令和7年 承認第15号

臨時代理の承認について

みよし市教育委員会事務局職員の任免等について

教育長に対する事務委任規則(昭和60年三好町教育委員会規則第3号。以下「事務委任規則」という。)第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任規則第4条により報告し、承認を求める。

令和7年10月16日提出

みよし市教育委員会 教育長 増 岡 潤一郎

## 臨 時 代 理 書

教育長に対する事務委任規則(昭和60年三好町教育委員会規則第3条。「以下「事務委任規則」という。)第2条第6号に規定する教育委員会事務局職員の任免 その他の人事について、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的 余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和7年10月1日

みよし市教育委員会 教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市教育委員会事務局職員の任免等について

2 辞令簿

別添のとおり

みよし市教育委員会事務局職員の任免等につい

一 別 添